

# 平成27年度授業料免除等について

## 〈後期分〉

このことについて、下記のとおり受け付けます。

記

### I 通常の申請(本科4・5年生、専攻科生対象)

[免除の資格]

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

### II 特別措置による申請(全学生対象)

[免除の資格]

次の各号の一に該当し、かつ経済的に授業料の納付が困難であると認められる者

1. 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、平成26年10月～平成27年3月(新入生については、入学前1年以内)において、学資を主として負担している者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
2. 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない学科3年生以下の者であり、かつ、学業優秀と認められる場合
3. 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生以外の者で、平成26年10月～平成27年3月において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
4. 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由により、保護者の所得に応じた就学支援金の加算が当該制度では申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる場合

### Ⅲ 東日本大震災により被災した学生の申請(全学生対象)

#### [免除の資格]

平成27年度の市町村民税所得割額が就学支援金制度における加算対象と同等の者で、次のいずれかに該当する者

1. 東日本大震災を起因とする学資負担者の死亡
2. 住居半壊(床上浸水を含む。)以上の被害を受けた場合
3. 原子力発電所事故による警戒区域、計画的避難区域の指定による避難等による家計の急変

### Ⅳ 授業料の徴収猶予申請(全学生対象)

#### [免除の資格]

次のいずれかに該当する者

1. 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる者
2. 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

### Ⅴ 申請期間等

<申請期間> **平成27年9月1日(火)～**  
**平成27年9月18日(金)**  
(期限厳守)

<提出先> **学生課学生支援係**

※ 前期の申請時に「前期・後期(一括申請)」で申請した方は再度申請する必要はありません。

※ 前期・後期一括申請した方で、4月1日現在の状況に変更があった場合は、必要書類を提出してください。

※ ご不明な点がございましたら学生課学生支援係へお問合せください。